

第109回北海道国土利用計画審議会 議事録

- 開催日時 令和6年2月8日(木) 9:30~11:00
- 開催会場 WEB会議(道庁別館 5階 石狩振興局大会議室)
(一部委員及び北海道(事務局)会場参加)
- 議題 1 北海道土地利用基本計画(計画図)の変更について
2 その他

○ 出席者

【委員側】 ※五十音順(会長を除く)

札幌市立大学教授	会 長	椎 野 亜紀夫 (WEB)
北海道教育大学准教授	委 員	大 賀 京 子 (WEB)
北海道大学大学院農学研究院准教授	委 員	笠 井 美 青 (WEB)
札幌市立大学准教授	委 員	片 山 めぐみ (WEB)
室蘭工業大学大学院教授	会 長代理	川 村 志 麻 (WEB)
日本土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会	委 員	北 方 享 一 (WEB)
北海道不動産鑑定士協会副会長	委 員	齋 藤 武 也 (WEB)
北海道商工会議所連合会常務理事	委 員	佐 藤 季 規 (WEB)
北海道町村会理事(利尻富士町長)	委 員	田 村 祥 三 (WEB)
北海道林業協会理事	委 員	幌 村 司 (会場)
北海道農業会議代表理事副会長	委 員	吉 田 利 彦 (WEB)

【道】

総合政策部次長兼計画局土地水対策課長	清 水 茂 男
総合政策部計画局土地水対策課課長補佐	福 井 伸 雅
総合政策部計画局土地水対策課調整係主査	菊 地 弘 和
総合政策部計画局土地水対策課調整係専門主任	徳 山 知 美

(関係課：北海道土地・水対策連絡調整会議関係)

環境生活部環境保全局環境政策課環境影響審査係長	川 村 美 穂
環境生活部自然環境局自然環境課課長補佐	高 田 一 貴
環境生活部自然環境局自然環境課公園保全係長	片 岡 麻 衣子
環境省北海道地方環境事務所国立公園課課長補佐	高 木 文 子
農政部農業経営局農地調整課	日 下 まゆみ
水産林務部林務局森林計画課課長補佐	上 野 俊 弘
水産林務部林務局森林計画課計画推進係長	西 海 一 也
水産林務部林務局森林計画課専門主任	伊 藤 壮 伸
水産林務部林務局森林計画課技師	西 尾 太 希
建設部建設政策局維持管理防災課河川管理係主査	齊 藤 千 晴
建設部土木局河川砂防課課長補佐	立 川 義 通
建設部まちづくり局都市計画課区域計画係長	安 栗 大 樹
建設部まちづくり局都市計画課主任	二 木 麻 衣
建設部まちづくり局都市計画課技師	中 上 亮

1 開会

□ 事務局（福井課長補佐）

定刻となりましたので、ただ今から第109回北海道国土利用計画審議会を開催します。御多忙の中、本日の審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は進行を務めさせていただきます北海道総合政策部計画局土地水対策課課長補佐の福井でございます。それでは開会にあたりまして、総合政策部次長兼土地水対策課長の清水より御挨拶申し上げます。

2 挨拶

□ 事務局（清水次長）

総合政策部次長の清水でございます。昨年11月から土地水対策課長を兼務となりました。本日は御多忙のところ、皆様に御出席をいただいていた開催に、深く感謝申し上げます。

本日の審議会であります。毎年8月のほか、この時期に開催していますが真冬の天候が不順な時期であることや、遠方にお住まいの委員も多いことから、今回も本審議会をWEBでの開催とさせていただきます。

本日は、先日、諮問させていただいた「千歳農業地域の縮小」など土地利用基本計画の計画図の変更案件計20件につきまして、御審議いただくこととしております。道としては、委員の皆様からの貴重な御意見を踏まえ土地利用基本計画の計画図の変更手続を進めてまいりますので、限られた時間ではありますが、御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

3 会議成立

□ 事務局（福井課長補佐）

本日の審議会は、お手元に配付しております出席者名簿のとおり、委員14名のうち、11名の委員に御出席をいただいております。北海道国土利用計画審議会条例第6条第2項に規定します定足数2分の1以上を満たしておりますので、本審議会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、前回の審議会以降、1名の委員の方に異動がありましたので御紹介いたします。農業分野の委員であった菊入 等様に代わり、新たに委員に御就任いただきました北海道農業会議代表理事副会長の吉田利彦委員でございます。

吉田委員、一言お願いできますか。

□ 吉田委員

北海道農業会議で代表理事副会長を務めております、吉田でございます。本役職のほかに帯広市農業委員会の会長を務めております。皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。

□ 事務局（福井課長補佐）

ありがとうございました。

本日の本審議会につきましては、公開での開催とし、会議の議事録につきましても、発言者をお名前入りで公開させていただきますので、あらかじめ御了承願います。それでは、早速、議事に入ります。議事の進行につきましては、椎野会長にお願いしたいと思います。

なお、委員の皆様におかれましては、発言される時以外はマイクをオフにされますようお願いいたします。発言される際には、マイクをオンにし、名乗った上で、会長に発言の許可を得て御発言をされますようお願いいたします。

また、タイミングが合わないような場合には、チャット機能を使って発言の意思を示していただくことも可能ですので、御活用願います。それでは椎野会長、よろしくお願い申し上げます。

4 進行役交替

□ 椎野会長

はい。承知しました。皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。それでは議題を進めさせていただきます。

5 諮問

□ 椎野会長

最初に、議題（１）「北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について」でございます。

本件は、1月31日付けで知事から諮問のあったものでございますが、事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。

6 議題（１）

土地利用基本計画（計画図）の変更

□ 事務局（福井課長補佐）

はい。それでは、諮問させていただいております、「北海道土地利用基本計画（計画図）の変更案」について、御説明いたします。

資料については、画面に映し出しておりますが、お手元にも資料を御用意しておりますので、見やすい方で御覧ください。

まずは議題に入ります前に、土地利用基本計画について、審議会の場で毎回御説明をしていますが、改めて簡単に概要を御説明させていただきます。

資料1表紙の次の1頁目、「北海道国土利用計画審議会の概要」を御覧ください。こちらは、本審議会の内容を1枚にまとめたものとなります。

2頁目は「国土利用計画法の概要」です。

国土利用計画法は、略して「国土法」と言っていますが、その目的は、国土利用計画の策定、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置、その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることとなっております。

このうち、当審議会の所管は、国土利用計画、土地利用基本計画に関する事項であり、資料の左半分となります。

本日の議題に関係する土地利用基本計画については、都道府県が作成し、土地利用に関する諸計画を総合的に調整するとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為に関しては個別規制法を通じて間接的に規制の基準として機能しています。

また、土地利用基本計画では、都市、農業、森林、自然公園、自然保全の五つの地域を定めており、これらを通称「五地域」と呼んでいます。

計画書には、五地域ごとの具体的内容を含め、土地利用の基本や原則などが書かれており、土地利用基本計画と一体の計画図において、五地域を5万分の1の地図で表示しています。

五地域の区分を変更すべき事由が生じた場合については、国土交通大臣、関係市町村長や当審議会の意見を聴いた上で、変更することになっています。

次に、五地域と記述のあるところから個別規制法に向かって「→（矢印）」が出ています。

矢印の下に「即する」とあるのは、矛盾なく一体性を保つという意味であり、五地域と個別規制法で定められている地域・区域とが一对一で対応するよう法で定められています。個別規制法には都市計画法や略して農振法と呼んでいる農業振興地域の整備に関する法律、さらには森林法、自然公園法、自然環境保全法といったものがあります。

個別規制法の指定地域に変更が生じた際には、これに対応して、あらかじめ土地利用基本計画図において五地域区分の変更を行うこととして、必要な調整を図っています。

3頁目は、「五地域区分の定義等」です。五地域それぞれの国土法上の定義、関係する個別規制法について一覧表にまとめています。

細区分については、五地域の各地域内に本来区別はありませんが、個別規制法においては、地域・区域内に規制の濃淡があるため、便宜上、「細区分」という形で個別規制法とリンクさせています。

4頁目は、「重複地域における土地利用の調整指導方針」です。五地域が重複する場合における土地利用の方針について図表にしたもので、重ったところを見ていただくと、その際の方針が分かるようになっています。

5頁目は、「審議のポイント」です。今回のような土地利用基本計画の変更案件について、委員の皆様にご審議をしていただく際のポイントを整理したものです。

まず、ポイントの1ですが、これは、国土利用計画や土地利用基本計画に掲げられている「道土利用の基本方向」や「土地利用の基本方向」、「土地利用の原則」などと整合性が図られているかどうかということです。

ポイントの2ですが、これは、変更後の重複の設定も含めまして、土地利用基本計画に掲げられている「土地利用の原則」等に照らし、五地域の設定あるいは変更が妥当かどうかということです。

ポイントの3ですが、これは、五地域が重複している場合において、土地利用基本計画の土地利用の優先順位、調整指導方針などを勘案した変更となっているかどうかということです。

最後に、ポイントの4ですが、これは、土地利用基本計画の五地域区分を変更したときに、変更区域と隣接する五地域の区域に悪い影響があるかどうかということです。

五地域への影響について検討・協議する際には、これらのポイントを参考に、総合的な見地からの御審議をお願いいたします。

それでは、資料2の「土地利用基本計画図変更内容説明書」を御覧ください。

資料2の表紙の次、1頁目から5頁目ですが、変更地域の概要一覧となっています。本日御審議いただくのは、農業地域の縮小1件、森林地域の拡大7件、縮小11件、自然公園地域の拡大1件の合計20件となっています。

整理番号1の農業地域の縮小については、都市地域内の土地において、市街化調整区域から市街化区域への変更に伴うものです。

整理番号2から8の森林地域の拡大については、現況が森林となっていること、もしくは植林等により今後森林として整備を図っていくことによるものです。

整理番号9から19の森林地域の縮小については、農地への転用あるいは施設整備・資源採取によるものです。

最後整理番号20の自然公園地域の拡大については、現在国定公園である地域について面積を拡大して国立公園にしようとする事によるものです。

それでは、個別の案件について順次御説明させていただきますが、20件分を通して行いますので、御了承願います。6頁目を御覧ください。

整理番号1「千歳農業地域の縮小」について、案件の概要を御説明いたします。

本案件は、千歳市北信濃地区において各公共施設管理者との協議が概ね終了し、宅地造成事業の実施が確実となったことから、既存の公共施設用地も含めて都市地域の細区分を変更し、農業地域を縮小するものです。変更面積は、11ヘクタールです。

地域区分は、現在、都市地域と農業地域が重複し細区分は、それぞれ市街化調整区域とその他になっていますが、変更後は農業地域が除外され、都市地域のみとなり、細区分は市街化調整区域から市街化区域に変更となります。

治水上の措置の必要性については、北海道開発局が管理する千歳川が関連します。開発後に流出増加が見込まれますが、雨水調整池を設置し流出抑制を行った上で適切に処理することで、河川管理者と協議済みであることを確認しています。また、汚水処理については、千歳市公共下水道が整備することとしています。

個別法に係る審議会の状況は、令和5年10月26日に北海道都市計画審議会の予備審査を経ており、本日午後に本審査を予定しています。

土地利用基本計画の変更にあたっては、当審議会のほか、国土交通大臣と関係する市町村長に意見を聴くことになっている旨を先ほど御説明させていただきましたが、本資料作成時点では国土交通大臣、市町村長ともに聴取を終えていなかったことから、資料には「意見聴取中」とさせていただきましたが、昨日までに意見聴取を終え、意見はなかった旨をお知らせいたします。このことについては、本日の案件20件全て同様ですので以降の案件説明時には意見聴取に係る説明を割愛させていただきます。

7頁目は、周辺市町村を含め今回の変更地域がどのあたりにあるかを示す「位置図」で、黄色に着色した箇所が変更区域の位置になります。なお、黄色は五地域区分の縮小を意味しており、拡大の際は赤紫色を使用しています。これ以降も同様に色分け・色使いをしています。

8頁目は、指定されている地域及び区域をすべて表示した「土地利用基本計画図」です。中央の黄色部分が今回の変更区域となります。JR千歳駅からおよそ2キロメートルほど北方向に位置しています。

9頁目右上は、付近一帯の航空写真です。黄色い線で囲われた地域の内側が、今回の変更地域になります。また、①②③④と数字が記載されていますが、この後、御説明する現地写真の番号とリンクしており、数字のところから出ている矢印は、現地写真を撮った方向を示しています。その下の写真1から4は、昨年7月に撮影した現地写真です。公共施設用地には千歳市防災学習交流施設である「防災の森」が立地し、農地部分は、現在、休耕地となっています。

本案件は、市街化区域に隣接する地域において、宅地造成の見通しが明らかになり、今後、都市的利用を図るため、市街化区域に編入しようとするものであることから、国土利用計画や土地利用基本計画に掲げられている「道土利用の基本方向」や「土地利用の基本方向」等に合致しているものと考えます。また、変更区域のまわりは既に市街化区域であることや隣接地も住居系の土地利用がなされていることから、農業地域が縮小することによって他地域への影響はないものと考えます。

さらに、市街化区域に編入するにあたり、農業地域と都市地域の市街化区域は重複できないことから、農業地域の縮小は妥当であり、本案件は妥当と考えます。「千歳農業地域の縮小」については以上です。

次に10頁目を御覧ください。整理番号2から8までは、森林地域拡大の案件となります。

まず、整理番号2「栗山森林地域の拡大」についてです。

本案件は、栗山町滝下地区においてゴルフ場開発計画の廃止で放置状態となり、山林化している現況に合わせて、森林地域を拡大するものです。前回8月に行われた審議会でも同一地区の案件がありましたが、土地の売買が2年に渡って行われたことから、2回に分けて土地利用基本計画図の変更を行うものです。変更面積は、14ヘクタールです。

地域区分は、農業地域となっていますが、変更後は森林地域との重複となります。また、細区分は、農業地域、森林地域ともにその他となります。個別法に係る審議会の状況は、令和5年12月18日に北海道森林審議会が開催され、問題ない旨を確認しています。

なお、本案件以降、整理番号19までは森林地域に係る案件であり、全て本件と同様に昨年12月18日開催の北海道森林審議会を経て問題ない旨を確認していますので、以降の案件説明時には同審議会に係る説明を割愛いたします。

11頁目は、位置図になります。12頁目は、土地利用基本計画図です。13頁目右上は、付近一帯の航空写真です。白い斜線が2本入っていますが、権利の関係で消すことができません。これ以降の案件の写真にも入っている場合があり、見づらくて申し訳ありませんが、御容赦願います。その下の写真1から4は、昨年9月に撮影した現地写真となります。これらの写真により、現況が森林であることがお分かりいただけるかと思えます。

土地利用基本計画では、森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域としており、本件はこの定義と齟齬がありません。変更後は農業地域と重複しますが、重複が認められていること、既存の森林地域に隣接し、他地域への悪影響も想定されないことから本案件は妥当と考えます。「栗山森林地域の拡大」については以上です。

14頁目を御覧ください。整理番号3「当別森林地域の拡大」についてです。

本案件は、当別町青山奥地区において国立研究開発法人が実施する事業によりカラマツの植栽を行い、森林地域を拡大するものです。拡大に当たっては、付近にあるトドマツの天然林も合わせての拡大となります。令和4年に水源林造成事業という国立開発研究法人が実施する事業を活用して造林を行っています。変更面積は、10ヘクタールです。

地域区分は、農業地域となっていますが、変更後は森林地域との重複となります。また、細区分は、農業地域、森林地域ともにその他となります。

15頁目は、位置図になります。16頁目は、土地利用基本計画図です。17頁目右上は、付近一帯の航空写真です。その下の写真1と2は、昨年8月に撮影した現地写真となります。これらの写真により、現況は植林されていることがお分かりいただけるかと思えます。

土地利用基本計画における森林地域の定義と齟齬がないこと、変更後は農業地域と重複しますが、重複が認められていること、既存の森林地域に隣接し、他地域への悪影響も想定されないことから本案件は妥当と考えます。「当別森林地域の拡大」については以上です。

18頁目を御覧ください。整理番号4「新ひだか森林地域の拡大」についてです。

本案件は、新ひだか町静内西川地区の農業地域に指定されている土地について、地元森林組合が

事業主体となって植林を行い、森林地域を拡大するものです。昨年から今年にかけて森林環境保全整備事業という国庫補助事業を活用して造林を行うもので、現在進行中の事業となっています。変更面積は、7ヘクタールです。

地域区分は、農業地域となっていますが、変更後は森林地域との重複となります。また、細区分は、農業地域、森林地域ともにその他となります。

19頁目は位置図です。20頁目は土地利用基本計画図です。21頁目右上は、付近一帯の航空写真です。その下の写真1は、昨年8月に撮影した現地写真となります。撮影した時点では植林前のため原野となっています。

土地利用基本計画における森林地域の定義と齟齬がないこと、変更後は農業地域と重複しますが、重複が認められていること、既存の森林地域に隣接し、他地域への悪影響も想定されないことから本案件は適当と考えます。「新ひだか森林地域の拡大」については以上です。

22頁目を御覧ください。整理番号5「名寄森林地域の拡大」についてです。

本案件は、名寄市智恵文地区の農業地域に指定されている土地について、地元森林組合が事業主体となって植林を行い、森林地域を拡大するものです。変更面積は、7ヘクタールです。本年秋以降に森林環境保全直接支援事業という国庫補助事業を活用して造林を行う予定になっています。

地域区分は、農業地域となっていますが、変更後は森林地域との重複となります。また、細区分は、農業地域、森林地域ともにその他となります。

23頁目は位置図です。24頁目は土地利用基本計画図です。25頁目右上は、付近一帯の航空写真です。その下の写真1から4は、昨年10月に撮影した現地写真となります。現況は植林前のため原野となっています。

土地利用基本計画における森林地域の定義と齟齬がないこと、変更後は農業地域と重複しますが、重複が認められていること、既存の森林地域に隣接し、他地域への悪影響も想定されないことから本案件は適当と考えます。「名寄森林地域の拡大」については以上です。

26頁目を御覧ください。整理番号6「天塩森林地域の拡大」についてです。

本案件は、天塩町下コクネツ地区の農業地域に指定されている土地について、地元森林組合が事業主体となってトドマツの植栽を行い、森林地域を拡大するものです。変更面積は、7ヘクタールです。令和5年に森林環境保全直接支援事業を活用して造林を行っています。

地域区分は、農業地域となっていますが、変更後は森林地域との重複となります。また、細区分は、農業地域、森林地域ともにその他となります。

27頁目は位置図です。28頁目は土地利用基本計画図です。29頁目右上は、付近一帯の航空写真です。その下の写真1から4は昨年9月に撮影した現地写真となります。これらの写真により、植林を実施した後の現況がお分かりいただけるかと思えます。

土地利用基本計画における森林地域の定義と齟齬がないこと、変更後は農業地域と重複しますが、重複が認められていること、既存の森林地域に隣接し、他地域への悪影響も想定されないことから本案件は適当と考えます。「天塩森林地域の拡大」については以上です。

30頁目を御覧ください。整理番号7「本別森林地域の拡大」についてです。

本案件は、本別町西仙美里地区の農業地域に指定されている土地について、土地を所有する個人が事業主体となってカラマツの植栽を行い、森林地域を拡大するものです。変更面積は、10ヘクタールです。昨年、森林環境保全整備事業を活用して造林を行っています。

地域区分は、農業地域となっていますが、変更後は森林地域との重複となります。また、細区分は、農業地域、森林地域ともにその他となります。

31頁目は位置図です。32頁目は土地利用基本計画図です。33頁目右上は、付近一帯の航空写真です。その下の写真1から3は、昨年8月に撮影した現地写真となります。これらの写真により、植林を実施した後の現況がお分かりいただけるかと思えます。

土地利用基本計画における森林地域の定義と齟齬がないこと、変更後は農業地域と重複しますが、重複が認められていること、既存の森林地域に隣接し、他地域への悪影響も想定されないことから本案件は適当と考えます。「本別森林地域の拡大」については以上です。

34頁目を御覧ください。整理番号8「足寄森林地域の拡大」についてです。

本案件は、足寄町上利別地区の農業地域に指定されている土地について、土地を所有する個人が事業主体となってカラマツの植栽を行い、森林地域を拡大するものです。変更面積は、8ヘクター

ルです。昨年、森林環境保全整備事業を活用して造林を行っています。

地域区分は、農業地域となっていますが、変更後は森林地域との重複となります。また、細区分は農業地域、森林地域ともにその他となります。

35頁目は位置図です。36頁目は土地利用基本計画図です。37頁目右上は、付近一帯の航空写真です。その下の写真1と2は、昨年8月に撮影した現地写真となります。これらの写真により、植林を実施した後の現況がお分かりいただけるかと思えます。

土地利用基本計画における森林地域の定義と齟齬がないこと、変更後は農業地域と重複しますが、重複が認められていること、既存の森林地域に隣接し、他地域への悪影響も想定されないことから本案件は適当と考えます。「足寄森林地域の拡大」については以上です。

森林地域拡大の案件はここまでです。

38頁目を御覧ください。整理番号9から19までは、森林地域縮小の案件となります。

整理番号9「旭川／東川森林地域の縮小」についてです。本案件は、旭川市東旭川町倉沼と東川町をまたぐ林地であった土地について、自動車テストコースの用地に転用するため、一般事業会社が森林法に基づく開発行為の許可を受け、平成25年から平成26年にかけて林地開発が行われました。既に施設は稼働し、森林として利用・保全を図る必要がないため、森林地域を縮小するものです。変更面積は、22ヘクタールです。

治水上の措置の必要性については、北海道が管理するペーパン川、倉沼川が関連しますが、開発後にピーク流量が1%以上の流量増になるため洪水調整池（調整池兼沈砂池）を設置し、開発前のピーク流量まで調整して河川に放流する計画で河川管理者と協議済みであったことを確認しています。汚水処理については、事業用区域内に設置する洪水調整池及び土砂流出防止柵で土砂を貯留するとともに、下流側に幅30mの残置森林を配置しています。

地域区分は、現在、都市地域、農業地域及び森林地域が重複し細区分は、都市地域が市街化調整区域、農業地域、森林地域ともにその他ですが、変更後は森林地域が除外され、都市地域と農業地域が重複し、一部は白地地域となります。

39頁目は位置図です。40頁目は土地利用基本計画図です。41頁目右上は、付近一帯の航空写真です。その下の写真1から4は、昨年9月に撮影した現地周辺の写真となります。また、42頁は開発前及び開発後の写真であり、森林を伐採し、自動車テストコースが設置されたことがお分かりいただけるかと思えます。

自動車テストコースの整備に際し、立木の伐採等は森林法など関係法令に基づき、適切に措置されています。変更後の地域区分は都市地域の市街化調整区域、農業地域のその他、一部が白地地域となりますが、施設の設置が認められており、周囲の状況から他地域への悪影響も想定されないことから、本案件は適当と考えます。「旭川／東川森林地域の縮小」については以上です。

43頁目を御覧ください。整理番号10「上富良野森林地域の縮小」についてです。

本案件は、上富良野町内の林地であった土地について、土地を所有する個人が森林法に基づく開発行為の許可を受け、令和4年に林地開発を行い、農地を造成したことから、今後、森林として利用・保全を図る必要がないため、森林地域を縮小するものです。変更面積は、7ヘクタールです。

地域区分は、農業地域と森林地域が重複する地域となっており、細区分は、農業地域、森林地域ともにその他となっていますが、変更後は森林地域が除外され、農業地域のみとなります。

治水上の措置の必要性については、北海道が管理する江幌完別川、上富良野町が管理する旭川が関連しますが、開発行為に伴う河川への流入量増が見られないことなどから、それぞれの河川管理者に支障がない旨を確認しています。

44頁目は位置図です。45頁目は土地利用基本計画図です。46頁目右上は、付近一帯の航空写真です。その下の写真1から4は、昨年9月に撮影した現地写真となります。47頁は開発前及び開発後の写真であり、これらの写真により、既に森林は伐採され、農地を造成した状況がお分かりいただけるかと思えます。

立木伐採、農地造成工事に際し、林地開発許可を受け森林法など関係法令に基づき、適切に措置されています。また、この地域は農業地域と森林地域が混在する地域であり、この変更により、地域区分は農業地域のその他のみとなりますが、周囲の状況から、他地域への悪影響は想定されないことから、本案件は適当であると考えます。「上富良野森林地域の縮小」については以上です。

48頁目を御覧ください。整理番号11「上富良野森林地域の縮小」についてです。

本案件は、上富良野町内の林地であった土地について、一般事業会社が森林法に基づく開発行為の許可を受け、平成28年から平成30年にかけて林地開発を行い、草地を造成し、森林として利用・保全を図る必要がなくなっているため、森林地域を縮小するものです。変更面積は、5ヘクタールです。

地域区分は、農業地域と森林地域が重複する地域となっており、細区分は、農業地域、森林地域ともにその他となっていますが、変更後は森林地域が除外され、農業地域のみとなります。

治水上の措置の必要性については、北海道が管理するヌツカクシ富良野川が関連しますが、開発区域内の雨水流末を本河川に流入することで河川管理上支障がない旨を河川管理者に確認しています。

49頁目は位置図です。50頁目は土地利用基本計画図です。51頁目右上は、付近一帯の航空写真です。その下の写真1から4は、昨年9月に撮影した現地写真となります。52頁は開発前及び開発後の写真であり、これらの写真により、当時、森林を伐採し、草地を造成した状況がお分かりいただけるかと思えます。

当該地域は林地開発許可を受け、草地として造成された後、現在は農地転用許可を受けて、農業施設が建設されています。立木伐採、農地造成工事に際しては、林地開発許可を受け森林法など関係法令に基づき、適切に措置されています。また、今回の変更により、地域区分は農業地域のその他のみとなり、周囲の状況から、他地域への悪影響は想定されないことから、本案件は適当であると考えます。「上富良野森林地域の縮小」については以上です。

53頁目を御覧ください。整理番号12「上富良野森林地域の縮小」についてです。

本案件は、上富良野町内の林地であった土地について、土地を所有する個人が森林法に基づく開発行為の許可を受け、平成27年から平成28年にかけて林地開発を行い、農地を造成し、森林として利用・保全を図る必要がなくなっているため、森林地域を縮小するものです。

なお、上富良野町における案件が3件続きましたが、3件とも別な場所の案件であることを、念のため、お断りさせていただきます。話を戻しまして、本案件の変更面積は、5ヘクタールです。

地域区分は、農業地域と森林地域が重複する地域となっており、細区分は、農業地域、森林地域ともにその他となっていますが、変更後は森林地域が除外され、農業地域のみとなります。

治水上の措置の必要性については、北海道が管理するヌツカクシ富良野川、上富良野町が管理するヌツカクシフラヌイ川が関連しますが、それぞれ河川管理者に支障がない旨を確認しています。

54頁目は位置図です。55頁目は土地利用基本計画図です。56頁目右上は、付近一帯の航空写真です。その下の写真1から4は、昨年9月に撮影した現地写真となります。57頁は開発前及び開発後の写真であり、これらの写真により、当時、森林を伐採し、農地を造成した状況がお分かりいただけるかと思えます。

立木伐採、農地造成工事に際しては、林地開発許可を受け森林法など関係法令に基づき、適切に措置されています。また、この変更により、地域区分は農業地域のその他のみとなり、周囲の状況から、他地域への悪影響は想定されないことから、本案件は適当であると考えます。「上富良野森林地域の縮小」については以上です。

58頁目を御覧ください。整理番号13「雄武森林地域の縮小」についてです。

本案件は、雄武町沢木地区の林地であった土地について、農業団体が森林法に基づく開発行為の許可を受け、令和3年から令和4年にかけて林地開発を行い、農地を造成し、森林として利用・保全を図る必要がなくなっているため、森林地域を縮小するものです。変更面積は、8ヘクタールです。

地域区分は、農業地域と森林地域が重複する地域となっており、細区分は、農業地域、森林地域ともにその他となっていますが、変更後は森林地域が除外され、農業地域のみとなります。

治水上の措置の必要性については、雄武町が管理する御西川、ポンオセイ川が関連しますが、開発前後で流出係数等の変化はごくわずかなため、河川への影響がない旨を河川管理者に確認しています。

59頁目は位置図です。60頁目は土地利用基本計画図です。61頁目右上は、付近一帯の航空写真です。その下の写真1から4は、昨年9月に撮影した現地写真となります。62頁は開発前及び開発後の写真であり、これらの写真により、当時、森林を伐採し、農地を造成した状況がお分かりいただけるかと思えます。

立木伐採、農地造成工事に際しては、林地開発許可を受け森林法など関係法令に基づき、適切に措置されています。また、この変更により、地域区分は農業地域のその他のみとなり、周囲の状況から、他地域への悪影響は想定されないことから、本案件は適当であると考えます。「雄武森林地域の縮小」については以上です。

63頁目を御覧ください。整理番号14「鹿追森林地域の縮小」についてです。

本案件は、鹿追町瓜幕地区の林地であった土地について、土地を所有する個人が森林法に基づく開発行為の許可を受け、令和4年に林地開発を行い、農地を造成し、森林として利用・保全を図る必要がないため、森林地域を縮小するものです。変更面積は、7ヘクタールです。

地域区分は、農業地域と森林地域が重複する地域となっており、細区分は、農業地域、森林地域ともにその他となっていますが、変更後は森林地域が除外され、農業地域のみとなります。

治水上の措置の必要性については、北海道が管理する然別川が関連しますが、開発前後でピーク流量の増加率が1%未満であり、河川管理上支障がない旨を河川管理者に確認しています。

64頁目は位置図です。65頁目は土地利用基本計画図です。66頁目右上は、付近一帯の航空写真です。その下の写真1から2は、昨年8月に撮影した現地写真となります。67頁は開発前の写真であり、これらの写真により、農地を造成した状況がお分かりいただけるかと思えます。

立木伐採、農地造成工事に際しては、林地開発許可を受け森林法など関係法令に基づき、適切に措置されています。また、この変更により、地域区分は農業地域のその他のみとなり、周囲の状況から、他地域への悪影響は想定されないことから、本案件は適当であると考えます。「鹿追森林地域の縮小」については以上です。

68頁目を御覧ください。整理番号15「広尾森林地域の縮小」についてです。

本案件は、広尾町野塚地区の林地であった土地について、土地を所有する個人が森林法に基づく開発行為の許可を受け、令和3年から令和4年にかけて畜産担い手育成総合整備事業という国庫補助事業を活用して、林地開発を行い、草地を造成したことから、森林として利用・保全を図る必要がなくなったため、森林地域を縮小するものです。変更面積は、5ヘクタールです。

地域区分は、農業地域と森林地域が重複する地域となっており、細区分は、農業地域、森林地域ともにその他となっていますが、変更後は森林地域が除外され、農業地域のみとなります。治水上の措置の必要性については、北海道が管理する楽古川が関連しますが、開発前後でピーク流量の増加率が1%未満であり、河川管理上支障がない旨を河川管理者に確認しています。

69頁目は位置図です。70頁目は土地利用基本計画図です。71頁目右上は、付近一帯の航空写真です。その下の写真1と2は、昨年4月に撮影した現地写真となります。72頁は開発前の写真であり、これらの写真により、森林を伐採し、草地を造成した状況がお分かりいただけるかと思えます。

立木伐採、農地造成工事に際しては、林地開発許可を受け森林法など関係法令に基づき、適切に措置されています。また、この変更により、地域区分は農業地域のその他のみとなり、周囲の状況から、他地域への悪影響は想定されないことから、本案件は適当であると考えます。「広尾森林地域の縮小」については以上です。

73頁目を御覧ください。整理番号16「紋別森林地域の縮小」についてです。

本案件は、紋別市小向地区の林地であった土地について太陽光発電施設用地に転用するため、一般事業会社が森林法に基づく開発行為の許可を受け、平成29年から令和元年にかけて林地開発を行い、既に施設は稼働し、森林として利用・保全を図る必要がないため、森林地域を縮小するものです。変更面積は、11ヘクタールです。

地域区分は、森林地域と農業地域が重複する地域となっており、細区分は、森林地域、農業地域ともにその他となっていますが、変更後は森林地域が除外され、農業地域のみとなります。

治水上の措置の必要性については、紋別市が管理する小向湖畔川、小向15線川が関連しますが、調整池を2カ所設置し、河川への影響を減らすことで、河川管理者と協議済みであることを確認しています。

74頁目は位置図です。75頁目は土地利用基本計画図です。76頁目右上は、付近一帯の航空写真です。その下の写真1から4は、昨年9月に撮影した現地写真となります。77頁は開発前及び開発後の写真であり、これらの写真により、森林を伐採し、太陽光発電施設が設置されている状況がお分かりいただけるかと思えます。

本案件は、太陽光発電施設の設置に際し、森林法など関係法令に基づき、適切に措置されています。また、この変更により、地域区分は農業地域のその他のみとなりますが、施設の設置が認められており、周囲の状況から他地域への悪影響も想定されないことから、本案件は適当であると考えます。「紋別森林地域の縮小」については以上です。

78頁目を御覧ください。整理番号17「紋別森林地域の縮小」についてです。

本案件は、紋別市落石地区の林地であった土地について太陽光発電施設用地に転用するため、一般事業会社が森林法に基づく開発行為の許可を受け、平成29年から令和元年にかけて林地開発を行い、既に施設は稼働し、森林として利用・保全を図る必要がないため、森林地域を縮小するものです。変更面積は、11ヘクタールです。

地域区分は、都市地域と森林地域が重複する地域となっており、細区分は、都市地域、森林地域ともにその他となっていますが、変更後は森林地域が除外され、都市地域のみとなります。

治水上の措置の必要性については、紋別市が管理する渚滑元新川が関連しますが、調整池を2カ所設置し、河川への影響を減らすことで、河川管理者と協議済みであることを確認しています。

79頁目は位置図です。80頁目は土地利用基本計画図です。81頁目右上は、付近一帯の航空写真です。現在、当該地は立入禁止となっており、その下の写真1は、進入路の途中にあった標識になります。82頁は開発前及び開発後の写真となります。これらの写真により、森林を伐採し、太陽光発電施設を設置されている状況について御確認いただければと思います。

本案件は、太陽光発電施設の設置に際し、森林法など関係法令に基づき、適切に措置されています。また、この変更により、地域区分は都市地域のその他のみとなりますが、施設の設置が認められており、周囲の状況から他地域への悪影響も想定されないことから、本案件は適当であると考えます。「紋別森林地域の縮小」については以上です。

83頁目を御覧ください。整理番号18「広尾森林地域の縮小」についてです。

本案件は、広尾町美幌地区の林地であった土地について太陽光発電施設用地に転用するため、一般事業会社が森林法に基づく開発行為の許可を受け、令和元年から令和3年にかけて林地開発を行い、既に施設は稼働し、森林として利用・保全を図る必要がないため、森林地域を縮小するものです。変更面積は、6ヘクタールです。

地域区分は、現在、森林地域で細区分はその他となっていますが、変更後は五地域の区分から外れ、白地地域となります。

治水上の措置の必要性については、広尾町が管理する美幌川が関連しますが、開発前後でピーク流量の増加率が1%未満であり、河川管理上支障がない旨を河川管理者に確認しています。

84頁目は位置図です。85頁目は土地利用基本計画図です。86頁目右上は、付近一帯の航空写真です。その下の写真1と2は、昨年6月に撮影した現地写真となります。これらの写真により、森林を伐採し、太陽光発電施設が設置されている状況について御確認いただければと思います。本案件は、太陽光発電施設の設置に際し、森林法など関係法令に基づき、適切に措置されています。また、この変更により、五地域区分から外れ白地地域となるため、施設の設置に問題はなく、周囲の状況から他地域への悪影響も想定されないことから、本案件は適当であると考えます。「広尾森林地域の縮小」については以上です。

87頁目を御覧ください。整理番号19「清里森林地域の縮小」についてです。

本案件は、清里町清泉地区の林地であった土地について、一般事業会社が森林法に基づく開発行為の許可を受け、平成25年から令和3年にかけて林地開発を行い、採石場へ転用し、完了後に緑地化を行ったことから、今後は森林として利用・保全を図る必要がないため、森林地域を縮小するものです。変更面積は、21ヘクタールです。

地域区分は、農業地域と森林地域が重複する地域となっており、細区分は、農業地域、森林地域ともにその他となっていますが、変更後は森林地域が除外され、農業地域のみとなります。

治水上の措置の必要性については、清里町が管理する札弦川が関連しますが、開発前後でピーク流量の増加率が1%未満であり、河川管理上支障がない旨を河川管理者に確認しています。

88頁目は位置図です。89頁目は土地利用基本計画図です。90頁目右上は、付近一帯の航空写真です。その下の写真1から4は、昨年8月に撮影した現地写真となります。91頁は開発前及び開発後の写真であり、これらの写真により、森林を伐採し、採石完了後に緑地化を図った状況がお分かりいただけるかと思えます。

本案件は、立木伐採、採石場への転用・完了後の緑地化に際し、林地開発許可を受け、森林法など関係法令に基づき、適切に措置されています。また、この変更により、地域区分は農業地域のその他のみとなりますが、緑地化された土地は、周囲の状況から、他地域への悪影響は想定されないことから、本案件は適当であると考えます。「清里森林地域の縮小」については以上です。

森林地域縮小の案件はここまでです。

92頁目を御覧ください。整理番号20「日高山脈及び襟裳岬並びにその周辺地域を構成地域とする国立公園（名称未定）自然公園地域の拡大」についてです。

本案件は、昭和56年に指定された「日高山脈襟裳国定公園」について、国定公園の指定を解除して、新たに「日高山脈及び襟裳岬並びにその周辺地域を構成地域とする国立公園（名称未定）」を指定する予定であることから、自然公園地域の指定区域を変更するものです。

当該地域は、全国有数の高山帯面積及び我が国最大の原生流域面積を持つ日高山脈を中心に、固有種が多く確認されているアポイ岳、切り立った海食崖や海成段丘が特徴的な様似町から襟裳岬を經由して広尾町に至る海岸地域まで、裾野の森林地域を通じて繋がる広大な国立公園となります。

関係市町村は帯広市、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、清水町、芽室町、中札内村、大樹町、広尾町の13市町村です。

今回拡大する自然公園地域の面積は141,646ヘクタールです。現在の国定公園の面積は110,364ヘクタールあり、最終的に面積が252,010ヘクタールの国立公園となります。地域区分は、変更後に農業地域または森林地域が自然公園地域と重複しますが、ごく一部62ヘクタールについて、3地域の重複となります。今回は、国立公園の指定に伴う地域区分の変更のみであり、土地の形状変更等はありません。

個別規制法上の措置としては、昨年11月に国定公園の廃止、国立公園の指定及び計画に係る環境省原案のパブリックコメント募集を終えており、本年春頃に中央環境審議会へ諮問し、本年夏頃に国立公園に指定される予定となっています。

93・94頁目は位置図です。面積が広大なため、2頁にわたっています。また、図面内にある1から38までの番号は、土地利用基本計画図に記載の番号にリンクしています。

95から132頁目は土地利用基本計画図です。位置図に合わせて、1から38まで番号を振っています。ほんの一部しかない場合もありますが、赤紫で示した箇所が今回の拡大箇所となります。

133頁から136頁までの写真のうち、上側の写真がその付近一帯の航空写真です。番号は、位置図、土地利用基本計画図の番号とリンクしています。下側の写真は、昨年8月に撮影した現地写真となります。面積が広大なため、撮影箇所が一部となることを御了承願います。

土地利用基本計画において、自然公園地域は優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域とされ、都市の市街化区域や用途地域を除くいずれの地域とも重複が認められていますが、大規模な開発行為、その他自然公園地域としての風景の保護に支障を及ぼすおそれのある土地の形状変更等の行為は、極力避けることとされています。

今回の自然公園地域の変更については、国定公園から国立公園への変更に伴うものであり、土地の形状変更等はなく、今後、保護及び利用の増進が図られるようになることから、他地域への悪影響はなく、本案件は適当であると考えます。

本日の議題に係る案件の説明は以上です。

あと一つ連絡事項になりますが、本日出席いただいた佐藤委員におかれましては所用のため先ほど退出されておりますことをお知らせいたします。なお、佐藤委員が退席された後の出席者は10名となりますが、北海道国土利用計画審議会条例第6条第2項に規定します定足数2分の1以上を満たしていることを併せてお知らせいたします。それでは御審議のほど、よろしく願いいたします。

【質疑応答】

□ 椎野会長

御説明ありがとうございました。それでは、ただ今説明のありました内容につきまして皆様に御審議いただきたいと思っております。

審議内容の確認ですが、案件が20件ございます。整理番号1が農業地域の縮小、整理番号2か

ら8が森林地域の拡大、整理番号9から19が森林地域の縮小、最後の整理番号20が自然公園地域の拡大の4種類となっています。

改めまして審議のポイントについておさらいしますと、審議のポイントは4点ございます。

ポイントは4つ、1点目「国土利用計画（北海道計画）や北海道土地利用基本計画との整合性がとれているか」、2点目「重複地域も含め地域変更後の五地域区分の設定が適切か」、3点目「重複地域における地域変更は、土地利用基本計画の土地利用の優先順位等に即しているか」、4点目「特定の地域における地域変更が、他地域に影響を与えていないか」という4点でございます。お手元の資料1の5頁目になります。

国土利用計画審議会では以上申し上げた4点について、案件20件と少し数が多いことではございますが事務局の説明も踏まえてお気づきの点等があれば御発言をお願いしたいです。御不明な点を含めての御発言でも結構です。どなたからでも結構ですのでお願いいたします。

□ 川村委員

川村です。説明を聞き逃しているかもしれませんが、整理番号11番についてです。52頁の写真に貯水池（ため池）が見えますが、開発後の写真についてもう一度説明をいただきたい。

□ 事務局

事務局です。治水上の必要な措置ということ若干説明で触れましたが、北海道が管理するヌツカクシ富良野川がありまして、開発区域内の雨水流末、溢れ出た水を本河川に流入することを河川管理者と協議し、確認を取っています。写真にあるため池から溢れ出た水が細く長く掘られた側溝の先の河川へ向かって流れていくようになっています。

□ 川村委員

了解しました。

□ 椎野会長

整理番号2から8の森林地域の拡大について、参考までにお伺いしたい。森林地域の拡大については現在植林が行われている地域の説明もございましたが、現状森林ではなく、これから植林となる見込みのものも指定を承認するという理解でありますが、例えばこれが将来的に五年、十年先に森林にならなかったということが起こった場合は指定を元に戻す変更もあり得るという理解でよろしかったでしょうか。

□ 森林計画課

水産林務部森林計画課です。伐採届の提出があって植林をすることになりますが、伐採届を出す段階で森林になる、ならないを判断し、植栽をして8年以内に森林にならない場合は、森林にしてもらうように指導を行っています。

今回のように伐採をしない、何もない所に森林を植える場合ですが、将来的に森林にならなかった場合は、農地に戻すという手続きをすることになると思います。

□ 椎野会長

わかりました。要は伐採後、きちんとモニタリングをされるかという確認をしたかただけのことです。

次の質問ですが、整理番号9と18です。白地地域がそれぞれ6ヘクタールとなっている。これは五地域にあてはまらない土地利用を白地地域としている、という考え方でよろしかったでしょうか。

□ 事務局

事務局です。資料1の3頁目の表の欄外に白地地域の説明がございます。五地域のいずれにも属さない地域を白地地域と呼んでいます。今回は、どこにも属さない地域ができるという意味になります。

- 椎野会長
わかりました。続いて関連の質問です。整理番号 17 と 18 はいずれも太陽光発電施設になります。用途は同じですが、変更後、整理番号 17 は都市地域、整理番号 18 は白地地域になります。何か理由はあるのでしょうか。
- 事務局
事務局です。変更前は重複する地域となっていますが、太陽光発電施設を整備するにあたって森林を伐採して森林地域が外されるが、変更後の地域区分については、この地域のために何か指定するのではなく、重複が外れて都市地域のみになったり、何もない白地になるという状況です。
- 椎野会長
わかりました。つまるところ地域指定が必ずしも施設に影響しないということでしょうか。
- 事務局
そのような考えになります。
- 椎野会長
最後に整理番号 20 についてですが、国定公園を廃止し、国立公園に指定するという案件でございます。これの現在の領域についてです。国定公園は今回新たに指定される領域の内側にあるということでしょうか。
- 事務局
資料 2 の 92・93 頁の位置図がわかりやすいですが、今回指定される赤紫色の内側部分が国定公園という理解で結構です。
- 椎野会長
わかりました。次に資料 2 の 92 頁にある地域区分の面積についてです。それぞれ変更前・変更後に農業地域と森林地域の記載がありますが、これを足した値と自然公園地域の値が 200 ヘクタール位合わないのです。200 ヘクタールほど違いがあるのですが、これが合わないことについて考えられる理由と最終的にどちらの面積を採用するのかをお尋ねさせてください。
農業地域と森林地域の合計面積と、自然公園地域の面積ですが、自然公園地域が 200 ヘクタールほど大きくなっています。
- 事務局
広大な面積のため原因がはっきりしないところがあります。自然公園地域の中に白地地域が入っている可能性があり、その場合は農業地域と森林地域を足しても自然公園地域の面積になりません。それとも一つの可能性としては、広大な面積ですので図面上で面積を測っている関係で誤差が生じている可能性があります。
- 椎野会長
計測の蓄積で微妙な誤差が出ているということでしょうか。
- 事務局
重複する面積が一致しないのは白地地域があります。もしくは図面上で面積を測っているため若干の誤差が生じている可能性があります。五地域の重複面積がいくらかということについては今回の審議に影響するものではなく、委員の皆様には審議していただきたいのは自然公園地域の変更面積の可否についてです。
- 椎野会長

自然公園地域の面積の中に農業地域、森林地域でもない白地地域が含まれている可能性あるということによろしいですか。

□ 事務局

その可能性があります。

□ 椎野会長

よくわかりました。私からは以上です。皆様から何か質問があればお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

□ 幌村委員

幌村ですが、太陽光発電施設3カ所と採石場1カ所についてです。この審議会の審議内容と違いかもかもしれませんが心配でお伺いしたいのですけれども、それぞれ施設等を建設し、調整池を作ったという話ですが、その後の継続監視は行っているのでしょうか。

□ 森林計画課

林地から除外した後は森林としての規制はありません。森林法の規制から外れますのでその後、規制や監視というものはありません。

□ 幌村委員

何か問題が出た時じゃないと関わらないということでしょうか。

□ 森林計画課

関わらないといいますか、問題がない開発を行いましょうということで開発規制をしております。特に問題がないということで開発許可を出しております。いつどんな問題が起きるかわかりませんが、北海道が認めた上で林地開発許可を出しているのです、その後に関しては、例えば採石場であれば、採石法など採石に関わる法律が、太陽光であれば産業系の法律に関わる問題となるのかと思います。森林法上では規制が外れたということになります。

□ 幌村委員

わかりました。

□ 椎野会長

はい、よろしいでしょうか。現状では何も問題ないけれども、将来的に例えば太陽光発電施設が二、三十年したら老朽化してきたり、発電が落ちる可能性がありますし、その管理を今後きちんとしていかないとそういう懸念が出てくるということだと思えます。現状では問題なしと理解してよろしいでしょうか。

ありがとうございました。ほかに御質問等はございませんか。

(発言なし)

□ 椎野会長

よろしいでしょうか。

はい、それでは特段異議がないようですので、諮問を受けました「北海道土地利用基本計画（計画図）の変更」については適当と認めさせていただき、その旨答申してよろしいでしょうか。

(異議なし)

□ 椎野会長

はい、ありがとうございます。皆さんの御賛同をいただいたものとします。それでは、「北海道

土地利用基本計画（計画図）の変更」につきましては、「適当である旨」答申をすることに決定いたします。御審議いただきありがとうございます。

なお、答申の文案と知事への提出につきましては、会長の私に一任いただくということで、お認めいただけますでしょうか。

（異議なし）

□ 椎野会長

はい、ありがとうございます。御異議もないようですので、そのように執り進めさせていただきます。

7 議題（2）

その他

□ 椎野会長

本日の議題は以上ですが、次第の方には「その他」として記載があります。事務局から何かあれば、説明をお願いしたいと思います。

□ 事務局

事務局から連絡事項を含め2点あります。

1点目は、前回の審議会においてお話をさせていただきましたが、昨年7月に第六次となる国土利用計画（全国計画）が閣議決定され、8年振りに変更されました。このことを踏まえ、国土利用計画（北海道計画）と北海道土地利用基本計画の変更についても、来年度、具体的に進めていきたいと考えております。策定を進める際には、当審議会の場で、あるいは各委員の皆様から直接御意見をいただくこととなりますので、その際にはよろしく願いいたします。

スケジュールなど、具体的なことが決まりましたら、改めて御連絡をさせていただきます。

また、各種計画の相互関係、計画に関する法令の関係条文を参考資料として添付しましたので、後ほど御覧ください。

2点目ですが、次回開催は、令和6年度前期の案件を御審議いただくため、例年であれば8月頃に予定しております。後日、改めて日程の御確認をさせていただきますので、よろしく願いいたします。説明は以上です。

【質疑応答】

□ 椎野会長

はい、ありがとうございました。ただ今の事務局の連絡事項を含めた説明につきまして、何か御意見・御質問等がございますでしょうか。

それでは特段ないようですので進めさせていただきます。最後に全体を通して委員の皆様から何かございますか。

議題は以上になりますが、全体を通して皆様から何かありますでしょうか。

（発言なし）

□ 椎野会長

はい、それでは特段ないようですので、本日の審議を終了させていただきます。それでは、進行を事務局にお返しします。

8 閉会

□ 事務局（福井課長補佐）

椎野会長、ありがとうございました。それでは、閉会にあたり、次長より御挨拶を申し上げます。

□ 事務局（清水次長）

本日は、御審議等いただきまして、ありがとうございました。土地利用基本計画の計画図の変更案については、本日、適当である旨決定いただいたことに、心よりお礼を申し上げます。ありがとうございました。

北海道としましては、後日、本審議会の答申をいただいた後、計画図の変更を決定、そして公表してまいりたいと考えております。委員の皆様には、今後とも当審議会の運営に御尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

□ 事務局（福井課長補佐）

以上で、本日の審議会を終了いたします。本日は、誠にありがとうございました。

以上